

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による令和元年度財政援助団体等監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年1月30日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象

指定管理者 コムレイド, ラジオこまつ, ノーザン・テースト共同体
管理施設 小松市民交流プラザ
所管課 にぎわい交流部観光文化課

2 選定理由

小松市民交流プラザは, 前回の監査実施から一定の期間を経ていることから監査対象とした。なお, 前回は平成 26 年度に実施している。

3 監査の種別

公の施設の指定管理者監査

4 監査実施日

令和元年 12 月 24 日

5 監査実施場所

小松市監査委員室

6 監査の範囲

平成 30 年度小松市民交流プラザ管理運営委託にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

7 監査の執行者

監査委員 小栗 巖, 監査委員 表 靖二

8 監査の実施手続

監査にあたっては, あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め, 学識経験者及び監査委員事務局職員が管理委託に関する内容等の検視, 検算, 抽出照合及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日は小松市監査委員室において, コムレイド, ラジオこまつ, ノーザン・テースト共同体代表者及び関係職員並びに所管課であるにぎわい交流部長ほか観光文化課関係職員同席の下, 監査資料に基づき説明を受けた後, 事務の執行状況等を聴取するとともに, 質疑応答を交わした。

なお, この財政援助団体等監査において, 地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として, 北陸税理士会小松支部所属税理士南一栄氏を選任し, 予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き, これを監査の参考とした。

9 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 施設及び設備の維持管理は, 仕様書等どおり適切かつ効率的に行なわれているか。
- (2) 利用促進ならびに利用者サービスの向上のための取り組みはなされているか。
- (3) 公の施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。また, 他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 指定管理者に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

10 管理委託施設の概要

- (1) 設置根拠 小松市民交流プラザ条例
- (2) 所在地 小松市土居原町 13 番地 18
- (3) 目的

市民の文化及び教養の向上，健康の増進，芸術活動並びに催事その他の行事に使用し，もって市民の地域交流活動の促進及び市民の福祉の向上に寄与すること。

(4) 事業内容

- ア 市民の文化活動及び芸術活動の練習並びに発表の場を提供すること。
- イ 市民の地域交流活動に関する情報発信の場を提供すること。
- ウ 市民の健康の増進を図るため，体育及びレクリエーション活動の場を提供すること。
- エ その他設置目的達成のために必要な事業

11 指定管理委託料

団体に支払われている委託料は以下のとおりである。

平成 30 年度小松市民交流プラザ指定管理委託料 12,000 千円

12 監査の結果

公の施設に管理に係る出納その他の事務の執行は，監査を実施した範囲においておおむね良好に執行がなされていると認められた。事務処理上にわたる注意事項は，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

13 監査の結果に添える意見

<観光文化課（所管課）>

- ア 小松市民交流プラザは，芸術文化供用施設と健康交流施設の 2 つの施設からなっているが，両施設は事業内容が異なるため，指定管理者に対し収支について区分経理を行うよう指導し，それぞれの損益状況の把握に努められたい。
- イ 小松市民交流プラザは，JR 小松駅の高架下という好立地にある。2023 年の北陸新幹線小松開業により小松駅周辺の経済的環境が大きく変化することを見据え，立地の特性を十分に活かすことができるよう，特に健康交流施設のより有効な活用方法について検討されることを望むものである。